

表1 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビ ニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては別に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表2 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。
- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表3 法、条例に基づく届出及び自主報告による土壤・地下水汚染事例の概要（2024年度）

	事業場等 の所在地	公表等年月	基準超過物質	汚染の別	
				土壤	地下水
法	名古屋市	2024年4月8日	鉛（土）、ふつ素（土）	有	-
	豊田市	2024年4月9日	ふつ素（土）	有	-
	豊橋市	2024年4月18日	鉛（土）	有	無
	高浜市	2024年4月23日	六価クロム（土）、鉛（土）、ほう素（土）	有	-
	豊田市	2024年4月23日	六価クロム（土）	有	無
	名古屋市	2024年5月24日	鉛（土）、砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	清須市	2024年5月28日	砒素（土）	有	-
	知多市	2024年5月28日	鉛（土）	有	無
	名古屋市	2024年6月6日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年6月7日	六価クロム（土）、シンアン（土）	有	無
条例	丹羽郡扶桑町	2024年7月4日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	無
	知多市	2024年7月4日	鉛（土）	有	無
	碧南市	2024年7月10日	六価クロム（土）、ふつ素（土、水）	有	有
	名古屋市	2024年7月25日	カドミウム（土）、六価クロム（土）、ふつ素（土）	有	-
	江南市	2024年8月2日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	名古屋市	2024年8月7日	砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年8月9日	鉛（土）、ふつ素（土）	有	-
	小牧市	2024年8月21日	ふつ素（土）	有	無
	知多市	2024年8月22日	ベンゼン（土）、鉛（土）、砒素（土）	有	無
	豊橋市	2024年8月26日	ふつ素（土）	有	無
条例	名古屋市	2024年8月29日	砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月30日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月3日	カドミウム（土）、鉛（土）、砒素（土）、ふつ素（土）	有	無
	豊川市	2024年9月5日	ふつ素（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月17日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年10月18日	鉛（土）	有	無
	名古屋市	2024年10月25日	鉛（土）	有	-
	知多郡武豊町	2024年10月31日	鉛（土）、ふつ素（土）	有	無
	豊田市	2024年10月31日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年11月5日	砒素（土）、ほう素（土）、鉛（土）	有	-
条例	瀬戸市	2024年11月13日	六価クロム（土）、鉛（土）、ほう素（土）	有	無
	岡崎市	2024年11月14日	鉛（土）、水銀（土）	有	無
	常滑市	2024年11月27日	ふつ素（土）	有	無
	刈谷市	2024年11月28日	鉛（土）	有	無
	刈谷市	2024年11月28日	ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2024年12月6日	鉛（土）、ふつ素（土）	有	-
	名古屋市	2024年12月19日	トリクロロエチレン（土）、ふつ素（土）	有	無
	豊田市	2024年12月20日	ふつ素（土）、鉛（土）	有	-
	愛知郡東郷町	2024年12月25日	カドミウム（土）、砒素（土）	有	-
	田原市	2025年1月8日	ふつ素（土、水）	有	有
条例	丹羽郡大口町	2025年1月31日	砒素（土）	有	無
	豊田市	2025年2月7日	六価クロム（土）、シンアン（土）、鉛（土）、ふつ素（土）、ほう素（土）	有	-
	高浜市	2025年2月14日	ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2025年2月17日	鉛（土）	有	-
	東海市	2025年3月19日	セレン（土）、船（土）、砒素（土、水）、ふつ素（土、水）	有	有
	清須市	2025年3月21日	六価クロム（土）、鉛（土）、ほう素（土）	有	-
	清須市	2025年3月21日	鉛（土）、砒素（土）、ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2024年4月18日	クロロエチレン（水）、1,2-ジクロロエチレン（水）、トリクロロエチレン（水）	-	有
	名古屋市	2024年4月24日	砒素（水）、ふつ素（水）	-	有
	名古屋市	2024年4月30日	ふつ素（土）	有	-
条例	名古屋市	2024年5月28日	砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年5月28日	砒素（土、水）	有	有
	名古屋市	2024年6月4日	鉛（土）、砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年6月7日	鉛（土）、砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	名古屋市	2024年6月13日	砒素（土）	有	無
	名古屋市	2024年6月19日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	岡崎市	2024年6月25日	ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2024年6月28日	砒素（土）	有	無
	春日井市	2024年7月3日	砒素（土）	有	無
	名古屋市	2024年7月8日	ふつ素（土）	有	-
条例	知多市	2024年7月10日	ベンゼン（土、水）	有	有
	岩倉市	2024年7月19日	鉛（土）、砒素（土）、ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2024年7月24日	砒素（土）	有	-
	半田市	2024年8月2日	ベンゼン（土）、鉛（土）、ふつ素（土）	有	無
	知多郡武豊町	2024年8月9日	六価クロム（土）	有	-
	名古屋市	2024年8月23日	シアン（水）、船（水）、砒素（水）、ふつ素（水）、ほう素（水）	-	有
	名古屋市	2024年8月27日	カドミウム（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月5日	砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月9日	砒素（土）	有	-
	高浜市	2024年9月11日	砒素（土）、ふつ素（土、水）、ほう素（土、水）	有	有
条例	名古屋市	2024年9月19日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年9月20日	ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2024年9月27日	鉛（土）	有	-
	春日井市	2024年10月4日	砒素（土）、ふつ素（土）、鉛（土）	有	無
	名古屋市	2024年10月11日	六価クロム（土）、ふつ素（土、水）	有	有
	尾張旭市	2024年10月15日	ベンゼン（土、水）	有	有
	名古屋市	2024年10月23日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	名古屋市	2024年10月31日	鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年10月31日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	-
	知多郡阿久比町	2024年11月12日	ふつ素（土）	有	無
条例	西尾市	2024年11月12日	鉛（土）	有	無
	大府市	2024年11月27日	ベンゼン（土）、鉛（土）	有	無
	名古屋市	2024年12月6日	カドミウム（土）、六価クロム（土）、砒素（土）、ふつ素（土）、鉛（土）	有	-
	名古屋市	2024年12月18日	砒素（土）	有	-
	名古屋市	2024年12月20日	ふつ素（水）	-	有
	名古屋市	2025年1月7日	ベンゼン（土）、鉛（土）	有	無
	名古屋市	2025年1月28日	ふつ素（土）	有	無
	名古屋市	2025年3月6日	トリクロロエチレン（土）	有	無
	豊川市	2025年3月13日	鉛（土）	有	無
	名古屋市	2025年3月24日	ふつ素（水）	-	有
自主報告	岡崎市	2024年4月26日	ふつ素（土）	有	無
	半田市	2024年5月29日	ふつ素（土）	有	無
	安城市	2024年6月13日	1,2-ジクロロエタン（水）、テトラクロロエチレン（水）、1,1-2-トリクロロエタン（水）、トリクロロエチレン（水）	-	有
	半田市	2024年8月8日	ふつ素（土）	有	無
	春日井市	2024年9月2日	砒素（土）	有	無
	岡崎市	2024年9月11日	鉛（土）	有	無
	春日井市	2024年9月25日	砒素（土）、ふつ素（土）	有	無
	東海市	2024年10月10日	セレン（土）	有	無
	高浜市	2025年1月15日	六価クロム（水）、ほう素（水）	-	有
	知多市	2025年1月26日	六価クロム（水）、ふつ素（水）	-	有

※ 調査を実施して基準を超過した場合は「有」、基準に適合した場合は「無」、調査を実施しなかった場合は「-」と記載。

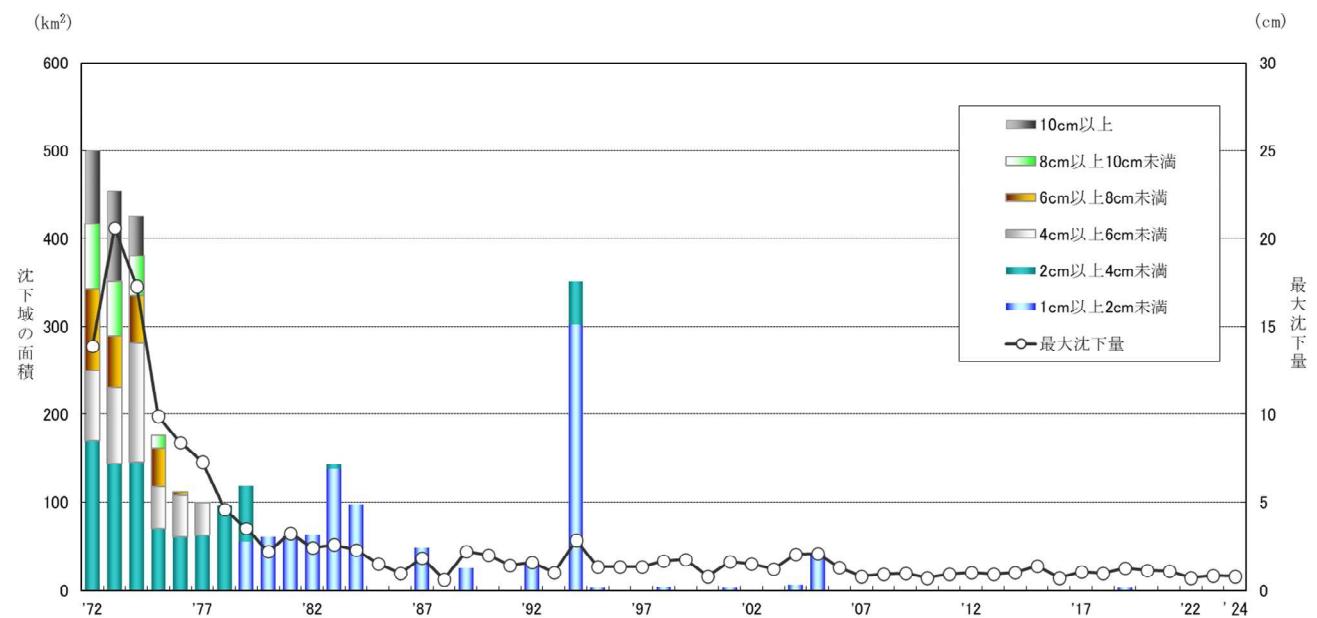
(注1) 県又は政令市において公表した事例

(注2) 名古屋市内は県民の生活環境の保全等に関する条例が適用されず、市民の健康と安全を確保する環境の保全等に関する条例に基づく届出である。

(注3) 岡崎市内は県民の生活環境の保全等に関する条例又は岡崎市生活環境保全条例に基づく届出である。

(資料) 環境局調べ

図1 沈下域及び最大沈下量の経年変化（尾張・名古屋市地域）



注) 1972年から1974年までは名古屋市分の1cm以上2cm未満の沈下面積データが存在しないため、算入していない。
 (資料) 環境局・名古屋市調べ

図2 沈下域及び最大沈下量の経年変化（西三河地域）

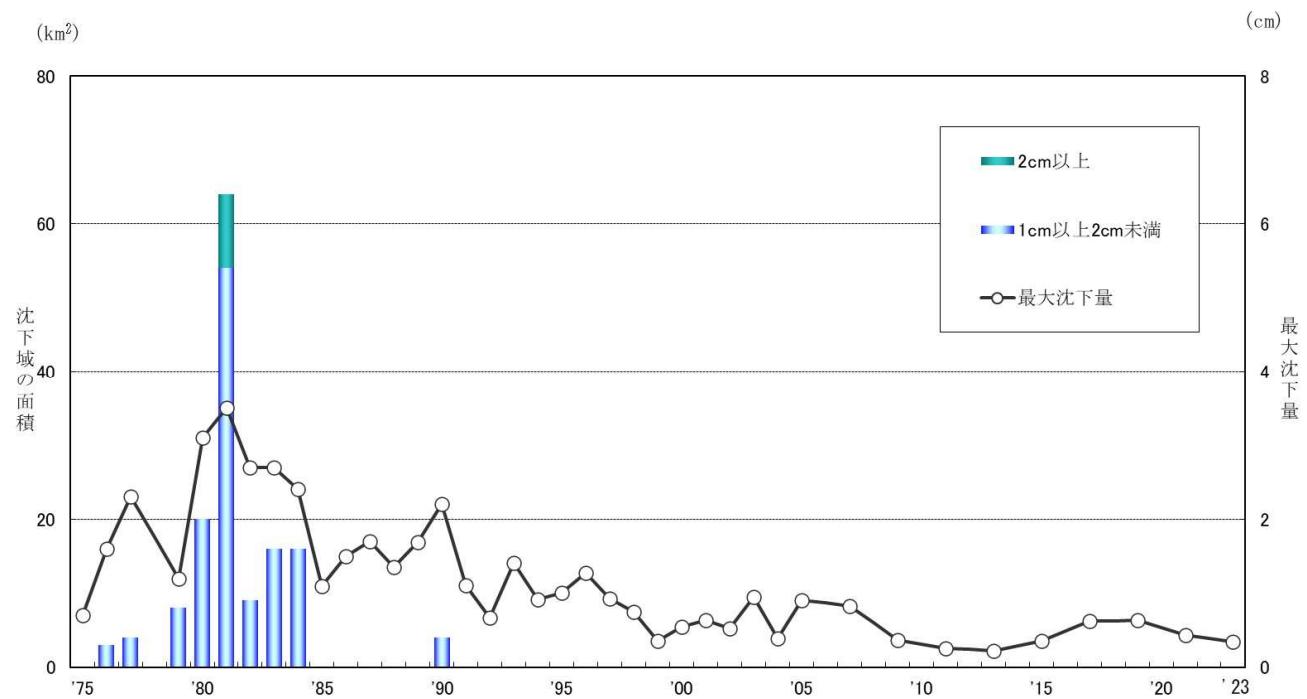


図3 主要な水準点の累積変動状況（尾張・名古屋市地域）

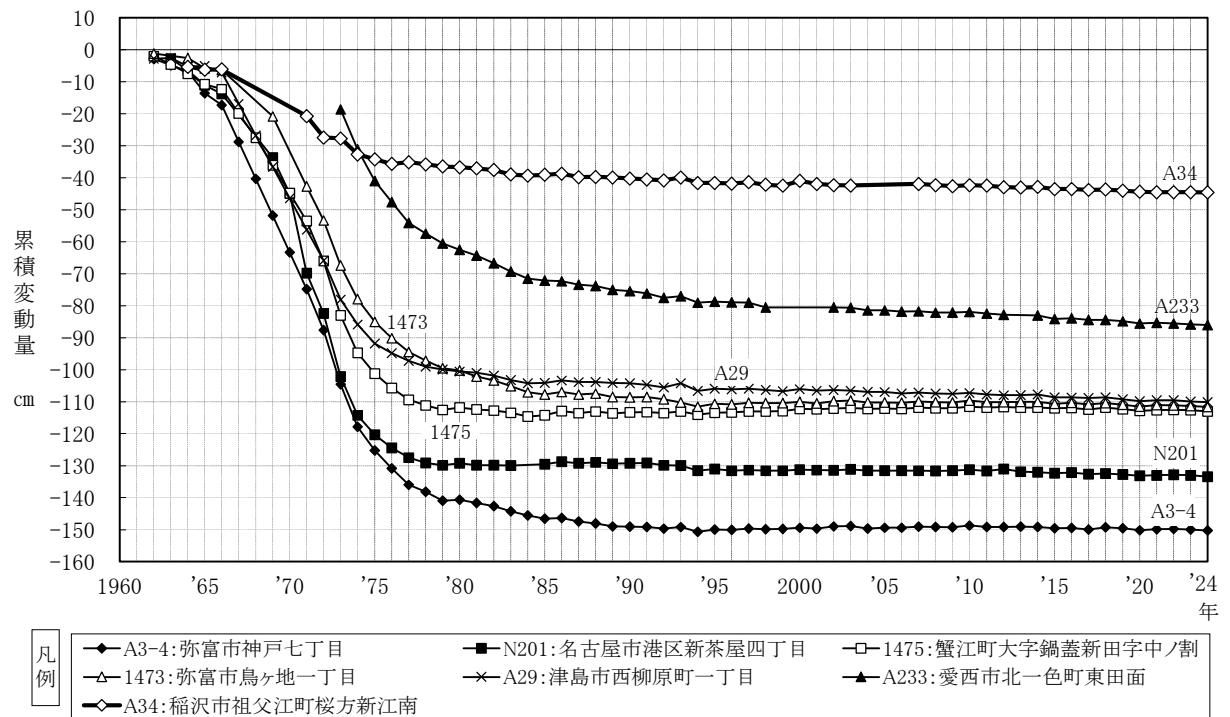


図4 主要な水準点の累積変動状況（西三河地域）

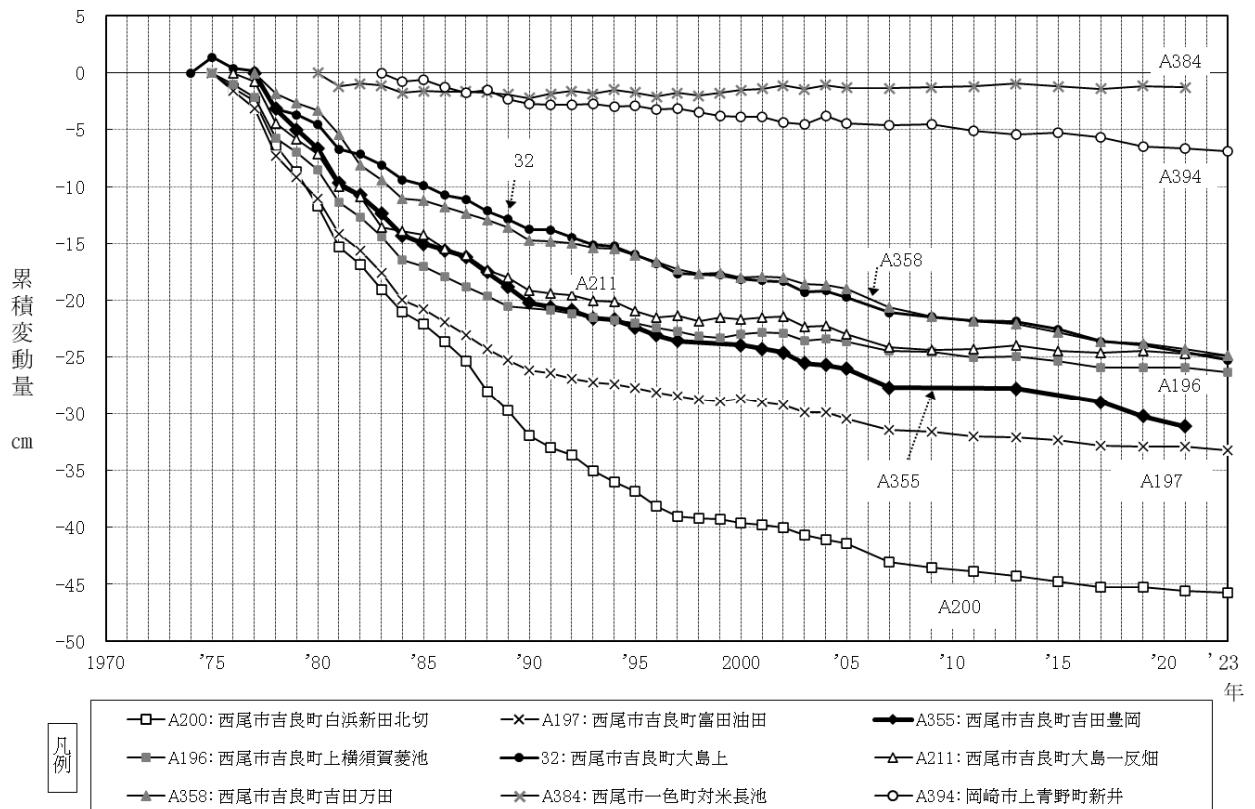


図5 地下水揚水量の地域別経年変化

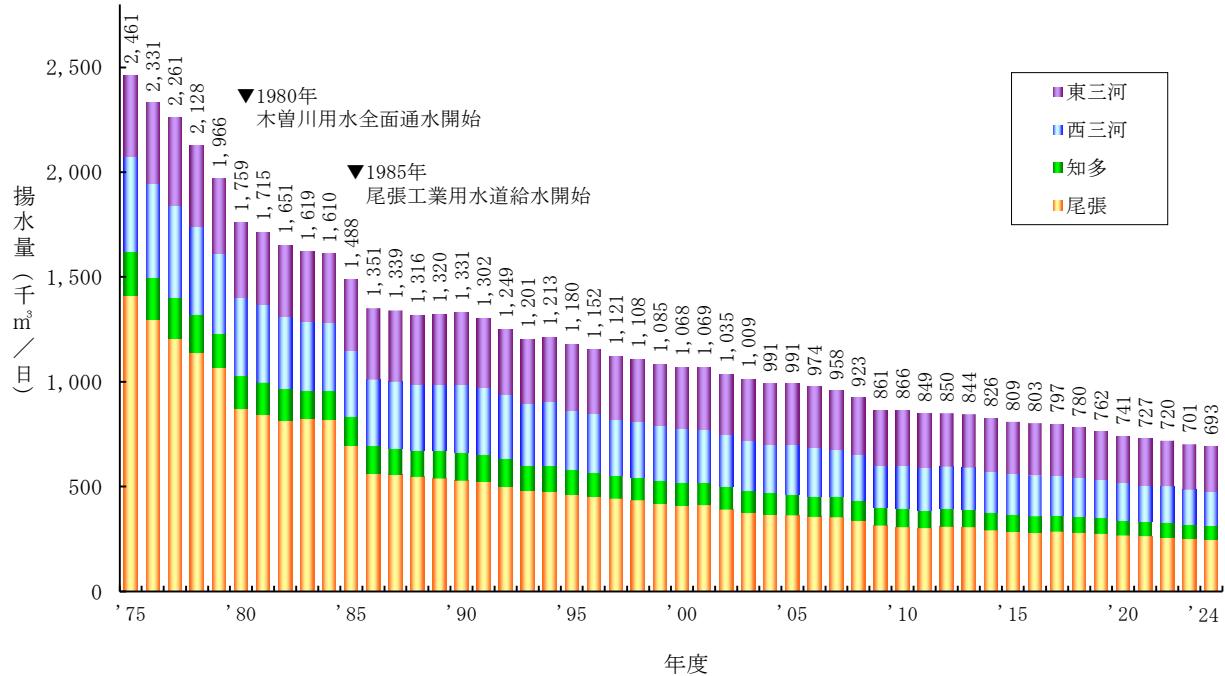


図6 十四山地盤沈下観測所の地下水位及び隣接水準点(A309)の累積変動量

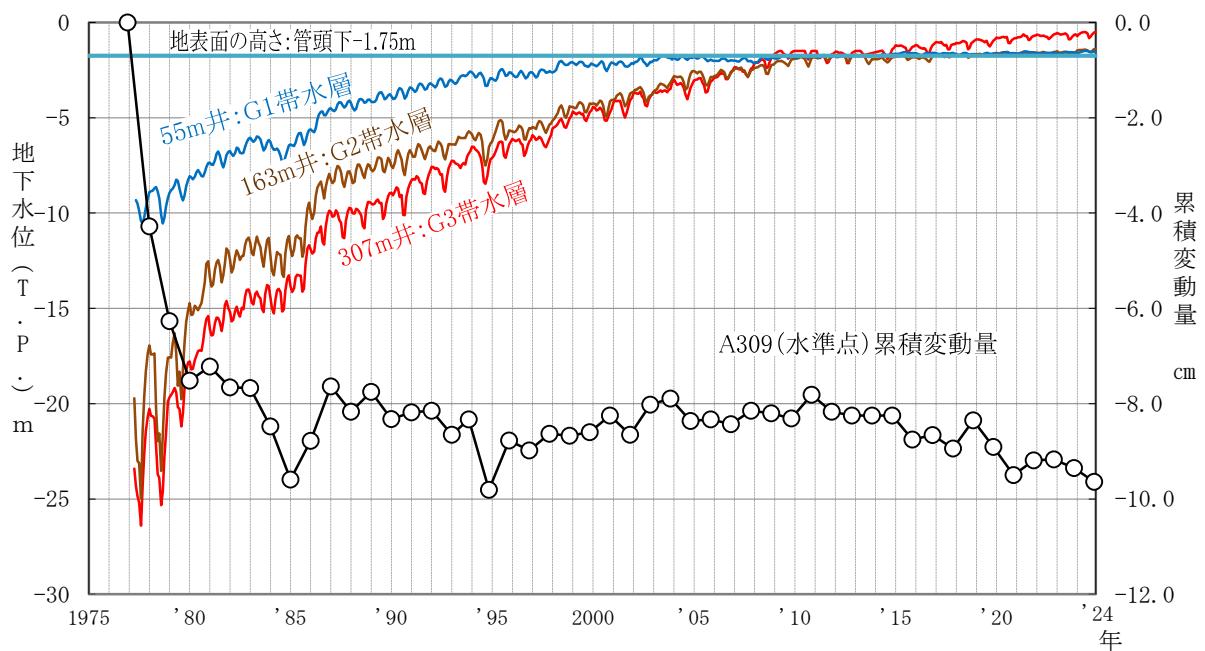


図7 工業用水法に基づく揚水規制地域

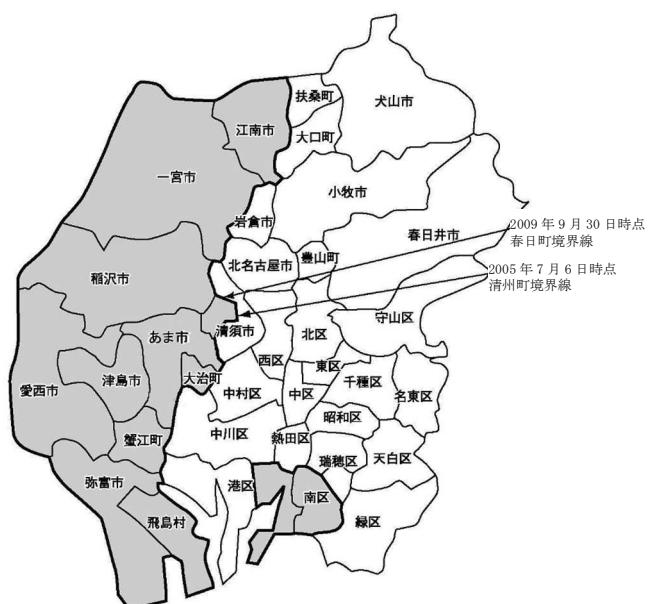


図8 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域

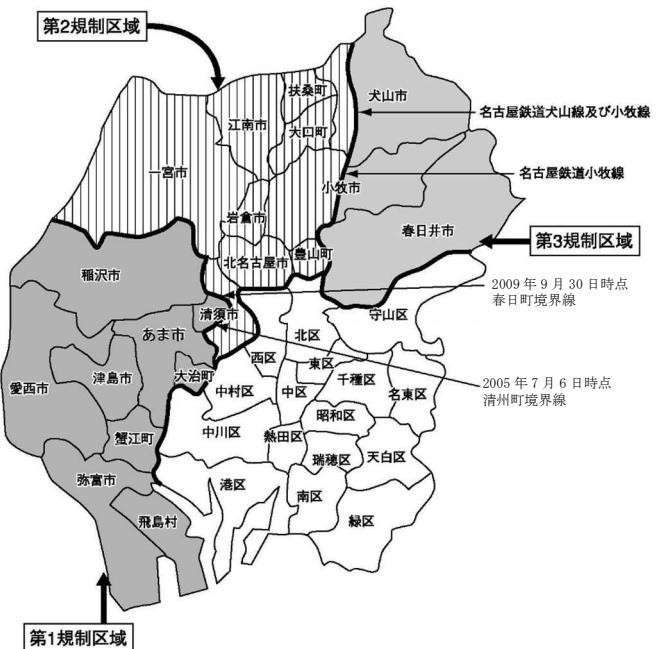
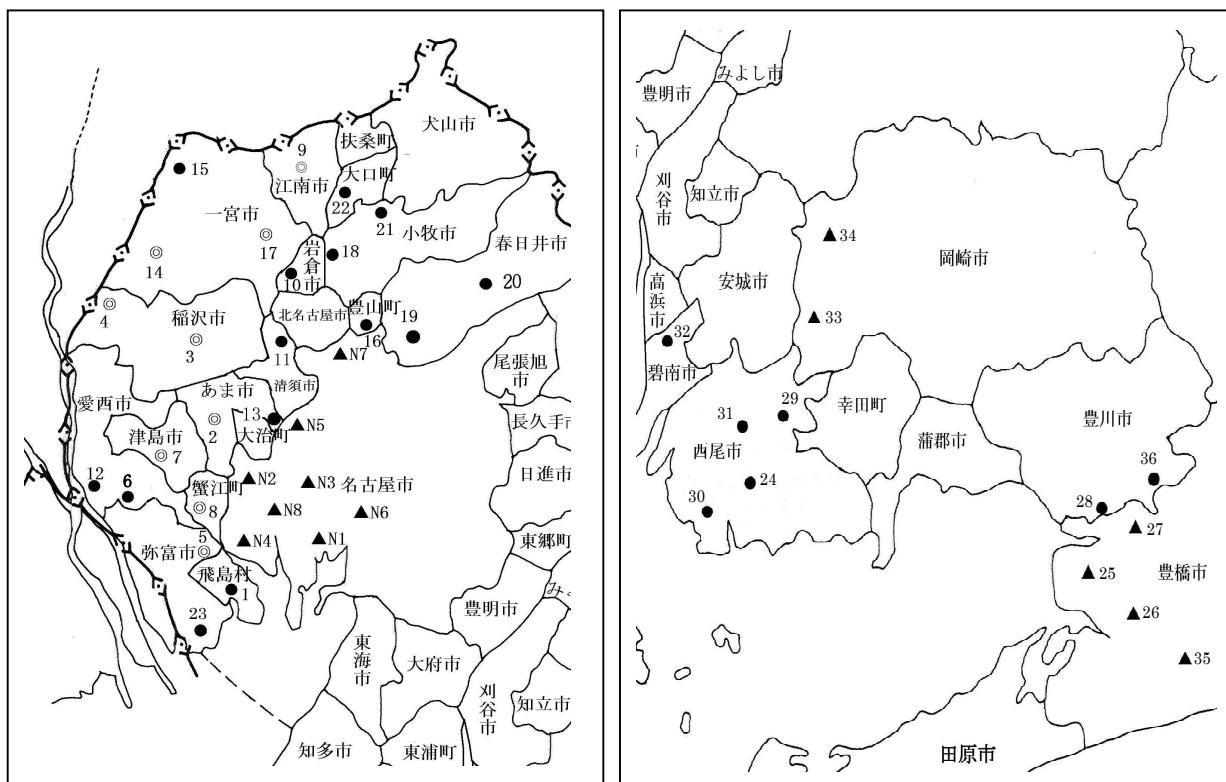


表 4 揚水規制の概要

経過	工業用水法 1960年6月17日 名古屋地域揚水規制 1984年7月5日 尾張地域揚水規制	県民の生活環境の保全等に関する条例 1974年9月30日 揚水規制 1976年4月1日 区域拡大									
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張11市町村	第1規制区域…稻沢市以南 第2規制区域…一宮市等 第3規制区域…春日井市等									
規制対象用途	工業用	家事用を除く全用途。ただし、工業用水法適用のものは除く。									
許可基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名古屋地域 地域</th> <th>揚水機の吐出口の断面積(cm²)</th> <th>ストレーナーの位置(地表面下m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く)</td> <td>46以下 46を超えるもの</td> <td>80以深 300〃</td> </tr> <tr> <td>上に掲げる地域以外の地域</td> <td>46以下 46を超えるもの</td> <td>90以深 180〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>尾張地域 (1)ストレーナーの位置 地表面下10m以浅又は2,000m以深であること (2)揚水機の吐出口の断面積 19cm²(直径4.91cm)以下であること</p>	名古屋地域 地域	揚水機の吐出口の断面積(cm ²)	ストレーナーの位置(地表面下m)	南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く)	46以下 46を超えるもの	80以深 300〃	上に掲げる地域以外の地域	46以下 46を超えるもの	90以深 180〃	(1)ストレーナーの位置 地表面下10m以浅であること (2)揚水機の吐出口の断面積 19cm ² 以下であること (3)揚水機の原動機の定格出力 2.2kW以下であること (4)1日当たりの事業所総揚水量 350m ³ 以下であること
名古屋地域 地域	揚水機の吐出口の断面積(cm ²)	ストレーナーの位置(地表面下m)									
南区、港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く)	46以下 46を超えるもの	80以深 300〃									
上に掲げる地域以外の地域	46以下 46を超えるもの	90以深 180〃									
既設井戸 ・揚水設備の設置	名古屋地域 1967年1月4日以降 許可基準適用 尾張地域 1986年2月1日以降 許可基準適用 (一部地域を除く) ただし、1事業所1日当たり300m ³ 未満については、例外許可	工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日当たりの総揚水量が350m ³ を超えるものは第1規制区域では1976年1月1日以降、第2規制区域では1977年4月1日以降揚水量を20%削減。その他の用途及び第3規制区域は届出揚水量以下で使用を許可。									

(注) : 名古屋市の工業用水法規制分については2015年4月1日から名古屋市に事務移譲されている。また、名古屋市の条例規制分については含まない。

図9 地盤沈下観測所の設置状況
(尾張・名古屋市地域) (三河地域)



(注) 番号は表5の番号を示す。
● : 県観測所、◎ : 帿観測所(テレメータシステム)、▲:名古屋市、岡崎市及び豊橋市の観測所
(資料) 環境局・名古屋市調べ

表5 地盤沈下観測所の測定内容等

(尾張・名古屋市地域)

番号	観測所名	所在地	沈下計	水位計	深度(m)	設置年度
1	飛島	飛島村	○	○	50, 150, 300	1973
2	美和	あま市	○	◎	40, 125, 300	1974
					10	2005
3	稻沢	稻沢市	○	◎	50, 130, 260	1975
					7	2010
4	祖父江	稻沢市	○	◎	64, 135, 301	1975
					5	2006
5	十四山	弥富市	○	◎	55, 163, 307	1976
					10	2005
6	佐屋	愛西市	○	○	64, 147, 263	1977
7	津島	津島市	○	◎	54, 144.5, 300	1977
					7	2010
8	蟹江	蟹江町	○	◎	59, 143.5, 281	1977
					7	2010
9	江南	江南市		◎	100	1977
10	岩倉	岩倉市	○		36	1978
					13	2018
				○	150	1977
					37, 54	1978

(尾張・名古屋市地域)

番号	観測所名	所在地	沈下計	水位計	深度 (m)	設置年度
11	春 日	清 須 市	○	○	150	1977
					27, 90	1978
12	立 田	愛 西 市	○	○	72, 175, 303	1978
13	甚 目 寺	あ ま 市	○	○	34, 106, 170	1978
14	尾 西	一 宮 市	○	◎	40, 159, 200	1978
15	木 曽 川	一 宮 市		○	90, 200	1978
16	豊 山	豊 山 町		○	100	1978
					13, 50	1979
17	一 宮	一 宮 市		◎	40, 100, 200	1979
18	小 牧 第 一	小 牧 市		○	60, 115	1979
19	春日井第一	春日井市		○	40, 149, 168	1980
20	春日井第二	春日井市		○	60, 125	1980
21	小 牧 第 二	小 牧 市		○	30	1980
22	大 口	大 口 町		○	27, 108	1980
23	弥 富	弥 富 市	○	○	60, 99, 325	1984
N1	港 北	港 区	○		100	1967
N2	戸 田	中 川 区	○		100	1972
N3	荒 子	中 川 区	○		300	1973
				○	300	1974
N4	南 陽	港 区		○	200	1975
N5	中 村	中 村 区		○	200	1976
N6	熱 田	熱 田 区		○	200	1978
N7	西	西 区	○	○	150	1979
N8	北 江	中 川 区		○	200	1981

(三河地域)

番号	観測所名	所在地	沈下計	水位計	深度 (m)	設置年度
24	吉 良	西 尾 市	○	○	12, 52	1976
25	豊 橋 第 一	豊 橋 市	○	○	47, 86	1979
26	豊 橋 第 四	豊 橋 市		○	200	1979
27	豊 橋 第 二	豊 橙 市		○	150	1979
					63	1981
28	小 坂 井	豊 川 市		○	58	1985
29	西 尾 第 一	西 尾 市	○	○	12, 36	1980
30	一 色	西 尾 市	○	○	31, 86	1980
31	西 尾 第 二	西 尾 市	○	○	48, 71	1981
32	碧 南	碧 南 市	○	○	48, 97	1982
33	岡 崎 第 一	岡 崎 市	○	○	47, 65	1982
34	岡 崎 第 二	岡 崎 市		○	38, 60	1983
35	豊 橋 第 三	豊 橙 市		○	70, 90	1984
36	豊 川	豊 川 市		○	50, 96	1985

(注) 1 N 1～N 8は、名古屋市が設置している。

2 33, 34 番は岡崎市、25, 26, 27, 35 番は豊橋市が所管の観測所。

3 番号は図9の番号を示す。

4 水位計の◎は地下水位テレメータシステムを設置している。

(資料) 環境局・名古屋市調べ